

平成 25 年第 1 回臨時会総務委員会会議録

平成 25 年 5 月 13 日 (月)
本会議休憩中
第 1 委員会室

出席者氏名

委員長	山 宮 留美子	副委員長	坂 本 隆 司
委員	糸 賀 淳	委員	横 田 美 博
委員	寺 田 寿 夫	委員	大 野 誠一郎

出席説明員

総務部長	川 村 光 男	政策推進部長	直 井 幸 男
税務課長	永 井 正	財政課長	飯 田 俊 明

事務局

議会事務局次長 松 本 博 実

議 題

議案第 2 号 平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 号) の所管事項
について

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号)) の所管事項
について

山宮委員長

それでは、ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会において、さきほど、当委員会に付託されました議案第2号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第4号の所管事項の4案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。はじめに、議案第2号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について」執行部から説明願います。

直井政策推進部長

それでは、議案第2号についてご説明いたします。別冊資料をご覧ください。1ページです。議案第2号、平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億3416万5000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ223億5983万5000円とするものでございます。説明に入ります前に、市長の提案理由にもありましたように、今回の平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の概要について、ご説明したいと思っております。この後、報告第4号でもご説明を申し上げますが、国の緊急経済対策に対応するために去る3月27日に専決処分を行いました平成24年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（6号）において、前倒しを行った平成24年度の予算に組み替えました事業を平成25年度当初予算から減額を行おうとするものでございます。

それでは所管事項についてご説明いたします。6ページをご覧ください。繰入金、財政調整基金繰入金、2000万円の減額であり、これは財源調整によるものであります。その下の繰越金でございます。一般会計繰越金10万6000円の増額でございます。こちらも財源調整によるものであります。歳出でございますが、9ページをご覧ください。公債費元金でございます。額については変更ありませんが、富士見市営住宅の改修工事を24年度予算に前倒ししたことによりまして、償還財源を一般財源を減らしまして特定財源に変更したもので、財源調整によるものであります。所管事項について以上であります。

山宮委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）及び、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）の2案件については、地方税法の改正に伴い、所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は、別々に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、執行部から説明願います。

川村総務部長

それでは、報告第1号と報告第2号、関連しておりますので一括で説明させていただきます。まず、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）でございます。議案書では12ページから17ページです。新旧対照表では、1ページから7ページになっています。お手元にお配りしました資料がござい

すので、それも参考にご覧いただければと思います。新旧対照表に基づきましてご説明いたします。国におきましては地方税法等の一部を改正する法律が3月21日に参議院で可決されまして成立いたしました。これに伴いまして、市税条例に置きましても4月1日より適用されるものがありますことから、市税条例の一部改正について、3月22日に専決処分をさせていただきます。そして同日、公布を行ったところであります。この度の地方税法の改正では、住宅税制や納税環境の整備、固定資産税等の特例措置、復興支援に対する税制上の対応等があります。そして、市税条例の改正につきましては、住宅ローン適用期限の延長と控除限度額の拡充、延滞金の利率引き下げ、並びにわが街特例の対象に備蓄倉庫にかかる固定資産税の課税標準の特例の追加が主なものであります。その他は地方税法の引用条項の改正等がございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。まず、新旧対照表の1ページでございます。第53条ですが、これにつきましては独立行政法人の森林総合研究所が行う事業によりまして、取得する土地に関する固定資産税の非課税措置の廃止であります。事業完了によりまして、今後の適用対象でなくなったことから廃止するものであります。次に新旧対照表2ページになりますが、122条です。これについても、独立行政法人の森林総合研究所にからむ事業が完了したことから、課税措置の廃止をするものであります。次に付則の第4条の4の2です。これは個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除についてでございます。平成26年4月から消費税引き上げに伴う影響を・・する観点から25年12月末に期限切れとなります住宅ローン減税措置であります。個人市民税における住宅ローン控除対象期間については、所得税における住宅ローン減税に合わせまして、その減税を平成29年12月31日まで4年間延長するという事で控除期間を拡充するものであります。住民税、市県民税合わせたものであります。住民税からの控除上限額が現行の97,500円から136,500円、内、市民税としては6割でございますので、58,500円から81,900円に引きあがったということでもあります。次に3ページをご覧ください。第4条の5でございます。寄附金税額控除における特例控除額の特例でございます。復興特別所得税が創設されたことによりまして、平成25年1月の寄附から税額の計算が変わります。平成25年度から復興特別所得税が課税されることとなります。これに伴いまして平成26年度から平成50年度まで寄附金税額控除における特別控除額の算定に用いる所得税の税率、例えば10%、復興特別税率が2.1%になりますので、10%にそれを乗じた率が控除額になります。これによりまして、ふるさと寄附金の税額控除につきましては、所得税及び住民税に加えまして26年度から復興特別所得税が、これについても控除されるということです。先ほど申し上げました平成25年1月から寄附された方が来年2月に確定申告しまして、所得税及び復興特別所得税が還付されることとなります。住民税については税額控除でありますので、これについては来年度6月の税額の確定した際、個人住民税が控除された状態で課税されることとなります。以上が内容です。

続きまして付則の10条関係です。10条の2の2項については、引用する地方税の付則の繰上げに伴う条項の整理です。10条の2の3項は、地域決定型地方税制の特例措置であります。通称「わがまち特例」といわれておりますが、この対象に都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫にかかる固定資産税の特別措置を追加する改正であります。この「わがまち特例」については、例えばビル事業者、オフィスビルとか駅ビル、そういうビル事業者が平成26年度から2年間、大災害が発生した際の帰宅困難者向けに備蓄倉庫を整備しますと、取得後5年間、床面積に応じて課せられる固定資産税、都市計画税が軽減される仕組みになっています。軽減幅は課税基準の3分の2、これが参酌基準になりますが、一方で各自治体が災害の状況に応じて2分の1から6分の5の間の範囲内で条例によって定めることが出来るとなっています。当市では、参考基準の3分の2と規定いたしました。この規定につきましては、都市再生特別措置法の都市再生安全確保施設として指定されておりまして、当市には該当していないということです。全国で63区域指定されておりまして、近隣ですと柏市が該当しております。大都市における民間所有のビルが対象となるものであって、当市では適用はないので、参考基準の3分の2を適用したと

ころであります。帰宅困難者向けの食料備蓄については、JR等の協定もありますし、連携を踏まえて馴染みコミセンや馴染み小学校を活用して取り組んでまいりたいと思います。次に付則第13条であります。延滞金の割合等の特例であります。これにつきましては、長引く低金利ということで、高すぎると要望あったのですが、税の滞納等の延滞の利子を引き下げるものです。これまで7.3%、これは納期限後の1ヶ月以内、これが7.3%。その部分が特例基準の割合に1%を加算した割合、現在の特例基準は1%程度ですので、これに加算すると2%です。加算した割合になって、14.6%、これは納期限から1ヶ月遅れたものであります。この部分が特例基準割合に7.3%を加算したものに改正するものであります。現在の状況でありますと、7.3%が3.0%、特例基準割合が2%が3%、14.6%の部分が特例基準割合に7.3%を加算したものになりますので、9.3%となります。なお、還付加算金につきましては、現行7.3%であります。これを2.0%になります。特例基準割合が変更されていまして、この計算については、銀行の新規の短期貸付貸し出しの約定平均金利、前年1年間の平均、これを算定しております。それを基に財務大臣が・・・する割合となっております。

続きまして4ページです。ここでは引用する法律名が削減されたことで、特例基準割合の定義が変更になった文言の整理です。続きまして5ページをご覧ください。第30条の2です。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についてであります。この中で第2項につきましては、大震災によって居住の用に供することができなくなったものを相続人に長期譲渡した時の課税の・・・の適用を拡大する改正であります。被相続人が取得した日を相続人が取得した日とみなして、課税の特例を拡大するものであります。特例の適用を受け現行3年から7年に拡大する改正であります。震災によりまして、居住用家屋が滅失し、居住の用に供することができなくなって住宅の再取得又は増改築して住宅ローンを重複して税額控除を出来るようにしたものです。居住の用に供しなくなった土地については住宅ローンは適用外になっていたのですが、それが出来るようになったということでもあります。これ以外については、引用する法律等の改正でありまして、項の移動とか文言の整理であります。

続きまして報告第2号 専決処分承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）ですが、これについては、改正の内容については固定資産税と同様に「わがまち特例」の対象に、備蓄倉庫にかかる都市計画税課税標準の特別措置を追加する改正であります。

それ以外につきましては、条項の整理ということで都市計画税の税課税標準の見直しに伴います条文の整理であります。説明は以上であります。

山宮委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【ありませんの声】

別がないようですので、採決いたします。

まず、報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））の所管事項について、執行部から説明願います。

直井政策推進部長

それでは、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））についてでございます。別冊の資料をご覧ください。処分第3号写しというのがあると思います。平成24年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）でございます。先ほど議案第2号平成25年度一般会計補正予算の説明でも触れましたが、国の緊急経済対策に対応するために平成24年度の補正予算を去る3月27日に専決処分を行いまし、て事務の前倒しを行ったものであります。それではご説明いたします。歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9億4484万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ246億3892万1000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入でございます。19繰越金の繰越金で一般会計繰越金2938万8000千円です。こちらは財源調整であります。その下、諸収入の雑入でございます。区市町村振興協会市町村交付金1033万1000円であります。こちらは、区市町村振興協会からのオータムジャンボ宝くじの市町村への交付金でございます。所管事項は以上でございます。

山宮委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【ありませんの声】

別にないようですので、採決いたします。

報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。